

# 競業避止義務違反について

競業避止義務とは、フランチャイズ加盟契約にもとづき、おたからやの事業（買取事業）と同種又は類似の事業を加盟店が許可なく行なうことや、ノウハウ等の一部を利用して利益を害する一切の行為を禁止しています。これは加盟店の役員及び従業員（正社員、アルバイト等、雇用形態は問わない）にも及びます。

主に以下の内容が競業避止義務違反に該当します。

- ① おたからやを営業しながら、自らの屋号で買取業を始める
- ② おたからやを廃業後、同業・同種の買取業を行なう
- ③ 同業・同種との請負契約や事業を営む会社の取締役 監査役その他の役員に就任
- ④ その他 契約書に記載されている内容

【実例】2022年4月A社 競業避止義務違反として、損害賠償金1188万円の支払いを命じられた。

競業避止義務違反は、おたからやフランチャイズ事業全体を揺るがす行為です。

弊社としては絶対に許す事はありません。該当する店舗等を発見した際には、是非ご連絡ください。

加盟店サポート営業部 TEL: **045-522-6766**

過去の裁判の事例でも認められたケースはほぼなく  
重大な契約違反となり、違約金が発生します。